

## 平成 27 年度市地域自立支援協議会における課題への提案について

本市において、第 4 次市障がい者計画策定にあたっての実態調査や、市地域自立支援協議会専門部会等を通じて、市障害福祉サービス事業等のサービス基盤に係る課題を整理し、第 4 次市障がい者計画及び第 4 期市障害福祉計画策定してきました。

また、毎年度、市内の各事業所を対象に実施している今後の事業計画に係る事業所ヒアリングや、関係団体との意見交換会を行ってきました。

その中から、特に、懸案事項として長期間に及んでいるものや、サービス基盤の整備にあたり、特に要望、意見が出されているものについて、次のとおり整理しました。

現在、各専門部会及び行政内部においても、検討を続けていますが、今後、より具現化していくためには、関係団体及び関係事業所の理解、協力が不可欠であることから、今回、事務局から取り組み方法等について提案することとしました。

今回は、主に、サービス基盤の整備という点から、次の 3 点について、整理していますが、今回、記載のない事項についても、適宜、調整は行うものです。

### 【サービス基盤の整備】

- 1 生活の場確保のための取り組み
- 2 日中活動の場確保のための取り組み
- 3 就労の場確保のための取り組み

## 1 生活の場確保のための取り組み

### (1) 共同生活援助について

- ・ 地域での生活希望の増加に伴う受け皿不足
- ・ 親なき後（特に保護者から）の共同生活援助の希望
- ・ 社会的入院（地域移行・地域定着）の地域の受け皿不足
- ・ 共同生活援助入居者の高齢化に伴う対応
- ・ 身体障がい者対応物件の不足

### 【提案】

- 相談体制の整理が必要か。（特に親亡き後については、世帯を取り巻く状況（家族構成、経済状況等）が異なることから、特に、将来的な生活の場に関わる個別的な相談体制又は相談会ができているか、今後、できないかの検証。）
- 施設入所から地域生活への移行に主体的な取り組みを行ってきた法人等による取り組みから学べることはないか、又は、学ぶ機会の確保が必要か。（精神科を持つ医療機関関係者、障害者支援施設、救護施設を運営する法人、今後、共同生活援助の運営を検討している団体、指定一般相談支援事業所、等々。）
- 病院敷地内の経過的特例の取り扱いについて、具体的案件が提出されるまでは保留としてよいか。
- 入居者の高齢化への対応のほか、施設入所者の高齢化と合わせて、障がい関係者と介護保険事業者との垣根を越えた交流を促進する必要があるかどうか。
- 平成 29 年度社会福祉施設等整備方針における重点案件のひとつとして、共同生活援助を位置づけるかどうか。また、位置づける場合、他の障害福祉サービス（短期入所、自立訓練等）や相談事業についても併せて位置づけることを前提とすることがよいかどうか。（「平成 28 年度整備方針」については、別紙のとおり。）

### (2) 保証制度について

- ・ 周知不足及び利用条件のハードルが高い。
- ・ 保証制度は、民法上、個人の将来発生しうる債務負担についても保

証を求めるもので、行政が対応できるものか困難。

- ・ 既存の保証人制度は、財団等へ入会料、月会費を支払い加入するもの。
- ・ 居住サポート事業（保証行為そのものを肩代わりするものではなく、物件斡旋依頼や、入居契約手続き支援、調整するもの。）
- ・ 指定一般相談支援事業の役割とは。

### 【提案】

- 本市の現状では、保証制度利用の前段階（物件紹介）で課題多い。
- また、指定一般相談支援事業及び居住サポート事業を活用しての物件紹介、保証制度周知が必要。
- このことから、賃貸物件ではなく、障害福祉サービス事業（共同生活援助）へ重点を移すことが必要か。
- 平成 29 年度社会福祉施設等整備方針における重点案件のひとつとして、共同生活援助を位置づけるかどうか。併せて、指定一般相談支援及び居住サポート事業の実施も位置づけるかどうか。

### (3) 地域生活支援拠点事業

- ・ 第 4 期市障害福祉計画において、当該事業については、1ヶ所の位置づけであること。
- ・ 多機能型拠点整備型及び面的整備型のいずれの場合についても、事業を運営している法人単位ではなく、一定地域内で事業を運営する法人間での役割分担が不可欠である。単独法人のみでの対応でよいかどうか。

### 【提案】

- 平成 29 年度社会福祉施設等整備方針における重点案件のひとつとして、地域生活支援拠点事業を位置づけるかどうか。
- 多機能型拠点整備型におけるGH併設型を進めるかどうか。進めるにあたり、1つの建物について、入居定員の適正数は、どの程度とすべきか。

→ 面的整備型における事業を進めるにあたり、実施主体の垣根を越えた面的整備について、どのように進めるかどうか。

(4) 職員等の確保

- ・ 世話人の確保及び養成について。
- ・ 世話人の確保及び養成について、GH運営者間での情報交換の場設定。(課題の背景、事業者間で共通のもの、異なるものの整理して欲しい。)

**【提案】**

→ 世話人の確保及び養成について、GH運営者間での情報交換の場設定をしてはどうか。実施主体の垣根を越えた、世話人確保等についての方策、改善策が出せないかどうか。その足掛かりとして、実施主体間での情報交換の場を設ける必要はないか。

→ 世話人については、現行制度上、資格要件なし。人材が不足している他職種の養成研修とタイアップした研修会を開催できないかどうか。

(5) その他

- ・ 公営住宅について、所管課との意見交換会の開催。
- ・ 想定される対象者については、障がい者の他、高齢者、生活保護受給者等も含む。(重複含む。)

## 2 日中活動の場確保のための取り組み

### (1) 生活介護

- ・ 在宅の重度（重症）心身障がい者に対応できる事業所の不足。
- ・ 事業実施が困難な理由はなにか。（設備、人的確保、ノウハウ等）

#### 【提案】

- 平成 29 年度社会福祉施設等整備方針における重点案件のひとつとして、平成 28 年度に引き続き位置づけるかどうか。
- 障害福祉サービス事業を主に実施する事業主体による参入困難な場合、介護関係事業者への積極的な働きかけ、又は基準該当を促進すべきか。
- 利用者の高齢化への対応のほか、施設入所者の高齢化と合わせて、障がい関係者と介護保険事業者との垣根を越えた交流を促進する必要があるかどうか。

### (2) 短期入所（児含む）

- ・ 在宅の重度（重症）心身障がい者に対応できる事業所の不足。

#### 【提案】

- 平成 29 年度社会福祉施設等整備方針における重点案件のひとつとして、平成 28 年度に引き続き位置づけるかどうか。
- 障害福祉サービス事業を主に実施する事業主体による参入困難な場合、介護関係事業者への積極的な働きかけ、又は基準該当を促進すべきか。
- 利用者の高齢化への対応のほか、施設入所者の高齢化と合わせて、障がい関係者と介護保険事業者との垣根を越えた交流を促進する必要があるかどうか。

### (3) 自立訓練

- ・ 事業所の不足。

**【提案】**

→ 平成 29 年度社会福祉施設等整備方針における重点案件のひとつとして、位置づけるかどうか。

(4) 地域活動支援センター

- ・ 聴覚障がい団体や親の会を含めた、地域で活動できる場づくりへの支援について。

**【提案】**

→ コーディネーターの育成が必要かどうか。

### 3 就労の場確保のための取り組み

(1) 身体障がいに対応できる就労系（A型、B型、移行）障害福祉サービスの確保

- ・ 在宅の重度身体障がい者に対応できる事業所の不足。
- ・ 事業実施が困難な理由はなにか。（設備、人的確保、ノウハウ等）

**【提案】**

→ 平成 29 年度社会福祉施設等整備方針における重点案件のひとつとして、位置づけるかどうか。（現行利用者のみを前提としない施設整備計画）。

(2) 地域活動支援センター（再掲）

## ★ 平成28年度いわき市障がい者（児）福祉施設等整備方針

### 1 趣旨・目的

この方針は、いわき市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、平成28年度において、社会福祉法人等が本市の障がい者（児）福祉施設等の整備事業を行う場合における補助の対象となる施設等の選定に資するため、策定するものとする。

### 2 対象施設等

この方針において整備の対象となる障がい者（児）施設等及び整備の内容については、それぞれ要綱別表第1及び別表第2に規定するものとする。

### 3 基本的な考え方

整備の対象となる施設等の選定に当たっては、この方針に即した事業計画であって、いわき市障がい者計画及びいわき市障害福祉計画の推進に資する施設等の整備事業計画を選定するものとする。

### 4 具体的な考え方

施設等の選定に当たっては、利用者の新たな利用の促進に資する事業であること並びに当該事業の必要性、緊急性及び計画の確実性を勘案して選定するものとする。この場合において、当該整備計画が次のいずれかに該当するときは、当該計画を優先して選定することができるものとする。なお、法人が作成する施設整備計画にあつては、将来的な見通しが明確に示されているものでなければならない。

- (1) 在宅の重度の医療的ケアを必要とする障がい者を対象とした生活介護事業又は短期入所事業を行う整備であって、重度の障がい者を有する利用者ニーズに則した居室、浴室、機械浴設備の設置等の整備を積極的に行うもの。
- (2) 市内における障害福祉サービス事業所の数、位置等の状況から、恒常的にサービス提供量が不足している地域での整備を行うもの
- (3) 障がい特性に配慮した本市のモデルとなるような施設等の整備を行うもの

### 5 留意事項

- (1) 障害者支援施設の整備に関しては、国の方針において、平成29年度までに施設入所者の12%以上が地域に移行するとともに、福祉施設入所者を平成25年度末時点から4%以上削減することが示されているため、新たな障害者支援施設の整備は行わないこととする。
- (2) 障がい児入所施設、児童発達支援センターについては、県が窓口となる。